岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画

令和7年3月

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画

1 計画更新の趣旨

災害直後から発生する救急活動や緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、平成8年10月に「岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定し、各道路管理者において緊急輸送道路の整備とともに、橋梁の耐震化や落石等危険箇所対策等の道路防災対策を進めてきた。

このたび、平成31年3月の計画更新後の防災拠点の移設等やバイパス整備の進捗 状況を勘案し、当計画を更新するものである。

2 防災拠点

(1) 防災拠点の設定

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画における防災拠点は、「地震防災対策特別 措置法第3条第1項第5号に基づく主務大臣の定める基準」に基づいて設定する。

第1次防災拠点(第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点)県庁及び県民局、地域事務所の所在市・町の庁舎、警察本部、自衛隊施設、空港、国際拠点港湾及び重要港湾、主要な鉄道駅、広域物流拠点及び災害拠点病院

など、岡山県において各防災分野の中心的な役割を担う施設とする。

○ 第2次防災拠点(第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点) 県の地域事務所及び第1次防災拠点以外の市町村の庁舎、警察署、消防署、国 の機関、医療機関及びライフラインの管理施設など、各地域において各防災分野 の第1次拠点を補完する施設とする。

○ 第3次防災拠点(第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点) 岡山市・倉敷市の支所、消防分署、ヘリポート、医療機関及び広域避難地など、 第1次・第2次防災拠点を補完する施設とする。

(2) 防災拠点の更新

防災拠点の更新にあたっては、次のとおりとする。

- 平成31年3月策定の計画(以下「前計画」という。)の732箇所について 施設の名称・位置・防災機能・統廃合状況等を確認し、設定時と同等の防災機 能を有している施設は、引き続き設定する。
- 前計画策定後に地域防災計画等に位置付けられた施設について 施設の位置・防災機能等を確認し、設定の基準に合致する施設は、防災拠点に 追加設定する。

〈基準とする地域防災計画等〉

- 岡山県地域防災計画(地震・津波災害対策編) 令和6年2月
- 岡山県地域防災計画(資料編) 令和6年2月
- 第9次岡山県保健医療計画 令和6年4月

3 緊急輸送道路ネットワーク計画

(1) 緊急輸送道路ネットワークの設定

緊急輸送道路ネットワークは、「緊急輸送道路ネットワーク計画等策定要領 平成8年5月」に基づいて設定する。

○ 第1次緊急輸送道路ネットワーク

第1次防災拠点を相互に連絡するとともに県外との広域的な連絡を確保し、県 内道路網の骨格を形成する道路を設定する。

○ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第2次防災拠点と第1次緊急輸送道路を連絡し、第1次緊急輸送道路ネットワークを補完する道路を設定する。

○ 第3次緊急輸送道路ネットワーク 第3次防災拠点と第1次・第2次緊急輸送道路を連絡する道路を設定する。

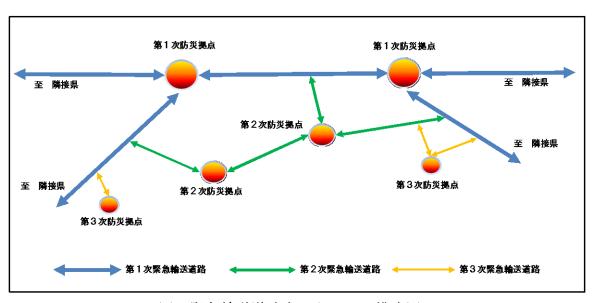


図 緊急輸送道路ネットワーク模式図